

一般社団法人 日本精神保健福祉学会

第13回 全国学術研究集会 in福岡

生きる権利の実現

～ 原点に立ち返る ～



プログラム内容

6月28日(土)13:00～14:00 基調講演

人権への態度、文学の力、 ソーシャルワーク・ミッション

日本精神保健福祉学会 会長

講師 中村 和彦 氏 (北星学園大学 学長)

「基調講演趣旨」

学会長による基調講演(keynote speech)とは、如何なるものでなくてはならないのか、精神保健福祉学とは何かという議論に資するような内容、自らが最近取り組んでいる研究内容、大会テーマ『生きる権利の実現—原点に立ち返る』に関連させた内容……お引受けしたものの内容が定まりませんでした。

そんな折、臨床心理士として、著作活動も含めご活躍されている東畑開人氏の“X”の投稿が目に残りました。それは、「小説を読むことは、自分とは全然違う境遇の人に感情移入し、共感することを促し、その結果として『私たちは似ている』という感覚を社会に生み出す。これが『人権』という概念を作り出したのだとある歴史学者が書いていた。小説には想像できる世界を広くする、あるいは遠いのを近くする力がある」というものでした。

歴史学者のリン・ハント(Lynn Hunt)は、歴史的、文化的、社会的文脈を重視し、多様性を尊重し、人々の感受性の変化によって人権の概念が形成されるととらえ、「共感の歴史」の観点から人権への探究を進めました(『人権を創造する』岩波書店、2011年)。

結果として、基調講演のテーマを「人権への態度、文学の力、ソーシャルワーク・ミッション」とさせていただきました。いろいろなものを取り込むことができるテーマになってしまいました。その分、焦点がぼやけてしまうかもしれません。

「世界人権宣言」(1948年、国連総会採択)、社会権規約と自由権規約である「国際人権規約」(1966年、国連総会採択、1976年、発効)をベースラインに、法的、社会的、歴史的、文化的視点から、権利そして、人権の基盤を考えてみることにします。その上で大会テーマにある「生きる権利」は、与えられる権利、予め用意された権利というよりはむしろ、獲得する権利、構築する権利をイメージさせます。そのような観点から、昨今、再評価や再検討が積極的に展開されているプラグマティズム(pragmatism)、アナキズム(anarchism)と生きる権利の関係を挑戦的に提起し、輪郭をはっきりさせ、人権への態度を考えることができればと思います。

文学とは、言語を用いて人間の経験や感情、思想や文化を表現する芸術形態であり、詩や戯曲、エッセイやノンフィクション作品等々がありますが、ここでは代表的な形態である「小説」を中心に取り上げることになります。小説は「物語性」、文化、社会、歴史的背景を有し、読者に対し多角的な視野、視点を提供し、登場人物との間で感情的に結びつくことにより、理解を深め共感を促進する表現形式です。私はさまざまな小説を読みますが、たとえば、韓国の翻訳小説により、隣国の歴史のみならず、韓国社会が抱える多くの課題を理解し、日本との異同を深めることができます。同僚の英文学者は小説のことを学び、小説を読むことは「言葉のエンジニアリング」に繋がると表現しました。加えて、ノーベル賞作家である韓国のハン・ガン氏や日本を代表する小説家である村上春樹氏の思想や考え、「小説家の言葉」の社会における意味等についても考えることができればと構想しています。

ソーシャルワーク実践にとって分野、領域、対象を問わず、「人権」や「権利」そして、その「擁護」「アドボカシー」は中軸であることは疑う余地がないと考えます。また「グローバル定義」や「倫理綱領」を持ち出すまでもなく、ソーシャルワークの本質(the nature of social work)、使命(mission)として必然的に組み込まれてきたものと思います。前段の文学の力、小説、物語の力との関連から、ソーシャルワーク実践における物語アプローチ、ヒューマニスティック・アプローチ、また、利用者の権利を守るための実践基盤について考えてみたいと思います。加えて、個人の尊重は、ソーシャルワーク実践展開上の基盤です。「個人の尊重とは、他者の人権を保障することであり、互いを否定し合うものではない」(朝日新聞『天声人語』2025年5月3日)ことは、人権への態度を指し示しているものと思います。

以上が、基調講演の要旨ですが、当日の内容において違いが生じている可能性があることを予めお詫びしておきます。

プログラム内容

6月28日(土)14:10～16:00 シンポジウム

精神障害者の権利保障

シンポジスト 田瀬 憲夫 氏 (弁護士法人大手町法律事務所 福岡オフィス)

藤井 達也 氏 (泉地域精神保健福祉研究所)

倉知 延章 氏 (就労支援センター ウィズダム)

コーディネーター 橋本 みきえ 氏 (九州産業大学)

「シンポジウム趣旨」

2022年9月に国連から受け取った障害者権利条約に関する対日審査の「総合所見」には、日本の法制度は障害者権利条約の人権モデルと調和していないとの指摘がありました。とりわけ、精神医療及び精神障害者への非人道的な法制度が訂正されないまま今日に至っていることの指摘は、私たち精神保健福祉の中にいる者にとって、「やはり・・・」「またもや・・・」感をもって受け止められたに違いありません。私たちは何をすれば、どのように取り組めば、次回（2028年予定）の対日審査で同じ指摘を受けないのでしょうか。日本の障害者施策は全体的にパターンリズムに支配された法体系であるとの指摘もされました。裏返せば、当事者の主体的な自己決定を妨げているとの指摘でしょう。

以上のようなことを踏まえ、今回のシンポジウムのタイトルは「精神障害者の権利保障」といたしました。精神障害のある人たちがどのような場面で、あるいはどのようなタイミングでその人権が揺らがされるのか、私たちは今一度確認し、認識して訂正への歩みを進めていかなければなりません。

本シンポジウムでは、弁護士として長く、そして深く「精神医療」について携わっておられる田瀬憲夫さん、精神障害者の家族の立場、そして実践家、研究者として長くご活躍の藤井達也さん、精神障害者の職業リハビリテーション、就労支援について長く実践、研究されておられる倉知延章さんの3名の実践者にご登壇いただき、それぞれの立場から、精神障害者の人権保障についてお話を伺うとともに、今後、私たちがどのような取り組みを行っていくことが必要なのかについて、再び原点に戻って考える機会としたいと思います。

私たちの歩みを進める機会となりますよう期待しています。